

今後の枚方市の支援教育について

保護者の皆様からの質問にお答えします

目次

※Q20～Q34については、令和4年10月17日(月)、19日(水)、20日(木)、24日(月)、28日(金)、11月5日(土)に開催した保護者説明会における主なご質問とその回答として追記したものです。

【方針】

Q1 これまでの方針について、変更されることは何ですか。また、変更されないことは何ですか。
…P3

【通級指導教室】

Q2 来年度、自校通級指導教室を希望していましたが、設置がされないことになりました。どうしたらいいですか。

Q3 既設の通級指導教室(他校通級指導教室)と新設の自校通級指導教室との違いは何ですか。
…P4

Q4 通級指導教室の指導内容は、自立活動のみになりますか。学習補充を行っていただけますか。

Q5 新設の自校通級指導教室の指導内容は、支援学級から通級指導教室へ学びの場を変更する児童にも自立活動のみになりますか。通級指導教室で学習補充はできますか。
…P5

Q6 新設の自校通級指導教室は、既設の通級指導教室(他校通級指導教室)のように年度の途中で入退室はできますか。

Q7 既設の通級指導教室(他校通級指導教室)の授業時数は今まで通りですか。
…P6

Q8 自校通級指導教室の設置がない学校で、通級指導教室を希望した場合、既設の通級指導教室(他校通級指導教室)に通うことは可能ですか。

Q9 新設の自校通級指導教室への在籍を希望しています。
今年度、既設の通級指導教室(他校通級指導教室)を利用している場合、来年度、新設の自校通級指導教室に申請することはできますか。
…P7

Q10 将来的には、既設の通級指導教室(他校通級指導教室)はなくし、自校通級指導教室に移行していくのですか。

Q11 来年度、通級指導教室が設置されなかった小学校には、いつ自校通級指導教室が設置される予定ですか。
…P8

Q12 今年度支援学級に在籍しています。1学期に、「自校通級指導教室」に学びの場の見直しをすると決めましたが、今年と同様、支援学級の在籍のままとしてよいのですか。その際の時間数も、今年のみまでよいのですか。

Q13 新小学校1年生です。自校に通級指導教室がない場合は、どうしたらいいですか。
…P9

【特別支援教育支援員】

Q14 新設の自校通級指導教室と特別支援教育支援員はセットですか。
自校通級指導教室の設置がない学校には特別支援教育支援員は配置されないのですか。

Q15 特別支援教育支援員は、毎日出勤予定ですか。どんな資格をもった方ですか。
…P10

Q16 特別支援教育支援員は、次年度以降も継続して配置がありますか。

【ダブルカウント】

Q17 枚方市独自の少人数学級編制(ダブルカウント)はどうなりますか。
…P11

【支援学級】

Q18 付き添い指導の時間も、支援学級の時間数に含まれるのでしょうか。

Q19 支援学級等就学奨励費制度の対象者はどうなりますか？

…P12

【方針】

Q20 現在、支援学級に在籍している児童生徒の支援学級での授業時間数について、現在の授業時数(週5時間、1日1時間)は中学校の卒業まで可能ですか。

Q21 支援学級に在籍した場合担任の先生は誰ですか。通級指導教室を利用した場合、担任の先生は誰ですか。

…P13

Q22 令和5年度に、小学校に入学する新1年生については、文科省通知どおりの対応となるのですか。自校通級指導教室の有無で在籍の条件が変わりますか。

…P14

Q23 今後の支援教育について検討する、次年度から始まる専門家で構成する会議体のメンバー構成としてどのような方を想定していますか。

【学びの場の変更】

Q24 今年度は支援学級に在籍しています。来年度、通級指導教室に切り替える予定ですが、本人の状態によっては、その翌年度以降、支援学級に再度在籍することは可能ですか。

…P15

Q25 年度途中で支援学級での学びの時間数を変更することは可能ですか。

【中学校への進学】

Q26 現在子どもが小学校6年生ですが、中学校での「学びの場」の選択、指導内容や時間数等については、誰に相談すればよいのですか。

…P16

Q27 小学校から中学校への子どもの情報の引継ぎはどのようにされるのでしょうか。

Q28 支援学級に在籍すると、全ての教科の評価が1になってしまうのでしょうか。

…P17

【通級指導教室】

Q29 自校通級指導教室で指導を受ける時間帯はいつですか。

Q30 自校通級指導教室では、通常の学級のどの教科の時間に指導を受けることになりますか。授業を抜けた時間の具体的なフォローはありますか。

…P18

Q31 通級指導教室の先生は教員ですか。

また、支援学級担任と同じように相談することはできるのですか。

Q32 既設の通級指導教室は週1時間が基本だと聞いています。

自校通級指導教室は1～8時間とありますが、体制は組めるのでしょうか。

…P19

Q33 通級指導では、児童生徒が何名になると2教室めが設置されるのですか。

Q34 児童生徒の障害の状態に応じて、付随的に各教科の内容を取り扱うことがありますとのことですが、具体的にどのような学習になりますか。

…P20

【特別支援教育支援員】

Q35 特別支援教育支援員は、通級指導教室を活用している児童・生徒のみに対して支援を行うのですか。(Q14と関連)

…P21

今後の枚方市の支援教育について 保護者の皆様からの質問にお答えします

※Q20～Q34については、令和4年10月17日(月)、19日(水)、20日(木)、24日(月)、28日(金)、11月5日(土)に開催した保護者説明会における主なご質問とその回答として追記したものです。

Q1



これまでの方針について、変更されることは何ですか。また、変更されないことは何ですか。

変更は大きく2点あります。

○1点目は、すべての児童生徒が新たに令和5年度から学びの場を選択することとした方針については撤回とし、保護者や児童生徒の気持ちに寄り添って学びの場の選択が行えることとします。

○2点目は、令和5年度に全小中学校に自校通級指導教室を設置予定としていましたが、全中学校に自校通級指導教室を設置し、小学校については、4地域に自校通級指導教室を複数校設置することとします。(学校名はリーフレットを参照ください。)

○児童生徒一人一人の教育的ニーズを大切に「ともに学びともに育つ」教育の実現をめざすことについては、変更ありません。





Q2

来年度、自校通級指導教室を希望していましたが、設置がされないことになりました。どうしたらいいですか。

【これまで支援学級に在籍していた場合】

○次年度も今年度と同様の時間数(1日1時間以上)で支援学級に引き続き在籍が可能です。

【これまで通常の学級に在籍していた場合】

○原則として、次年度も引き続き(合理的配慮のもと)通常の学級への在籍をお願いします。学校によっては、既設の通級指導教室(他校通級指導教室)にて指導を受けることも可能です。

○児童生徒の障害の状態に応じて、支援学級に在籍し、1日1時間以上の指導を受けることも可能です。



Q3

既設の通級指導教室(他校通級指導教室)と新設の自校通級指導教室との違いは何ですか。

○新設の自校通級指導教室については、自校の児童生徒が対象となります。既設の通級指導教室については、他校からの受入れを中心とする通級指導教室と考えております。

来年度以降も、他校通級の継続利用を希望する児童生徒がいる場合、従来通り、放課後に教室を開設して指導を継続します。





Q4

通級指導教室の指導内容は、自立活動のみになりますか。学習補充を行っていただけますか。

○通級指導教室での指導は、時間割上「自立活動の時間」のみとなります。

単に教科の内容を補充的に指導することは適切ではありませんが、児童生徒の障害の状態に応じて、付随的に各教科の内容を取り扱うことがあります。



Q5

新設の自校通級指導教室の指導内容は、支援学級から通級指導教室へ学びの場を変更する児童にも自立活動のみになりますか。通級指導教室で学習補充はできますか。

○Q4 のとおりですが、児童生徒の障害の状態に応じて各教科の内容の取り扱いが必要な場合は、支援学級を選択いただいたほうがよい場合もありますので、各学校とご相談ください。





Q6

新設の自校通級指導教室は、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）のように年度の途中で入退室はできますか。

○可能です。

時間数については、学校とご相談ください。



Q7

既設の通級指導教室（他校通級指導教室）の授業時数は今まで通りですか。

○これまでと変わりはなく、週1・2時間程度を想定しています。





Q8

自校通級指導教室の設置がない学校で、通級指導教室を希望した場合、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）に通うことは可能ですか。

○既設の通級指導教室（他校通級指導教室）で指導を受けることは可能ですので、各学校にご相談ください。

なお、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）は、放課後に実施しておりますので、ご注意ください。



Q9



新設の自校通級指導教室への在籍を希望しています。今年度、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）を利用している場合、来年度、新設の自校通級指導教室に申請することはできますか。

○可能です。





Q10

将来的には、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）はなくし、自校通級指導教室に移行していくのですか。

○難聴のための教室を除き、将来的に自校通級指導教室に移行していくことを想定しています。



Q11

来年度、通級指導教室が設置されなかった小学校には、いつ自校通級指導教室が設置される予定ですか。

○人員確保等、体制が整い次第開設し、近い将来全校設置をめざします。



Q12



今年度支援学級に在籍しています。1学期に、「自校通級指導教室」に学びの場の見直しをすると決めましたが、今年と同様、支援学級の在籍のままとしてよいのですか。その際の時間数も、今年のみまでよいのですか。

○自校に新設の通級指導教室が設置されるか否かに関わらず、今年と同様、支援学級に在籍することは可能です。時間数については今年度と同様も可能です。

なお、児童生徒の障害の状態を踏まえて、将来の社会的自立を視野に「自立活動の時間」の充実について、学校と相談しながら検討をお願いします。



Q13



新小学校1年生です。自校に通級指導教室がない場合は、どうしたらいいですか。

○既設の通級指導教室（他校通級指導教室）や自校の支援学級の学びの場で必要な支援を行います。

支援学級での時間数についても、今まで通り週5時間を下限とします。





Q14

新設の自校通級指導教室と特別支援教育支援員はセットですか。
自校通級指導教室の設置がない学校には特別支援教育支援員は配置されないのですか。

○特別支援教育支援員については、支援学級から通級指導教室へ学びの場を変更する児童生徒に対して通常の学級での学習活動を支援する立場として配置することとしています。

今後、段階的に自校通級指導教室を増設する際に、特別支援教育支援員も配置していく予定です。



Q15

特別支援教育支援員は、毎日出勤予定ですか。どんな資格をもった方ですか。

○原則毎日勤務していただく予定です。資格は特に問いませんが、高卒以上で、支援教育に理解がある方を採用します。



Q16



特別支援教育支援員は、次年度以降も継続して配置がありますか。

○自校通級指導教室が設置される学校には、継続して配置することとしています。



Q17



枚方市独自の少人数学級編制（ダブルカウント）はどうなりますか。

○令和5年度については、枚方市独自の少人数学級編制（ダブルカウント）は継続します。

なお、今後通級指導教室の設置に伴って、枚方市独自の少人数学級編制（ダブルカウント）の必要性が薄れていくため、令和6年度以降のあり方については、専門家等の意見を聞きながら検討していくこととしています。





Q18

付き添い指導の時間も、支援学級の時間数に含まれるのでしょうか。

○支援学級担任を中心に組織的な指導体制のもと、教育課程上の位置づけ、指導の目標などが明確となっており、適切な評価がなされる場合は、支援学級の時間数として取り扱われます。



Q19

支援学級等就学奨励費制度の対象者はどうなりますか？

○引き続き支援学級在籍の場合は対象となります。

通常の学級に在籍し、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）を利用の場合は、通学費のみ支給対象となります。

自校通級指導教室を利用の場合は対象となりません。

（いずれの場合も、所得や家族構成等により支給基準は異なりますので個別に学校支援課にご相談ください。）





Q20

(追記)

現在、支援学級に在籍している児童生徒の支援学級での授業時間数について、現在の授業時数(週5時間、1日1時間)は中学校の卒業まで可能ですか。

- 支援学級に在籍する児童生徒にとって、急な「学びの場」の変更となる状況を避けるため、最大、中学校卒業まで、現在の支援学級における指導時間数を維持することを可とします。

なお、児童生徒の発達の状況を踏まえた「学びの場」の選択については、これまでどおり、毎年度、学校とご相談いただくこととなります。



Q21

(追記)

支援学級に在籍した場合の担任の先生は誰ですか。通級指導教室を利用した場合の担任の先生は誰ですか。

【支援学級】

- これまで通り、支援学級に在籍した場合には担任の先生は支援学級担任が学級担任となり主担当を行い、通常の学級担任は副担当となります。
- 支援学級は、通常の学級での学びの時間を含んで、1週間すべての時間に対して、支援学級担任がサポート(特別な学習指導)を行う仕組みです。
その中で、保護者の願いや子どもの教育的ニーズを踏まえて、通常の学級担任と連携しながら、支援学級での学びや通常の学級での学び(交流及び共同学習)を行います。

【通級指導教室】

- 通級指導教室を利用した場合には、通常の学級担任が学級担任となり、主担当を行い、通級指導教室の担当教員が副担当となります。
- 通級指導教室は、通常の学級に在籍しながら、それぞれ必要な時間数を、通級指導担当教員がサポート(特別な学習指導)を行う仕組みです。
- 通常の学級で学びながら、保護者の願や子どもの教育的ニーズを踏まえて、通級指導教室で学習を行います。





Q22

(追記)

令和5年度に、小学校に入学する新1年生については、文科省通知どおりの対応となるのですか。
自校通級指導教室の有無で在籍の条件が変わりますか。

【自校通級指導教室が設置されるモデル小学校】

○自校通級指導教室が設置される学校については、特別の学習内容が必要であり、本人の障害の状態により、

(1) 自立活動の時間が多く必要な場合は「支援学級」を、

(2) 自立活動の時間が少なくてよい場合は「通級指導教室」を

選択いただくなど、保護者の意向も踏まえて適切な学びの場の設定をしていきます。



【自校通級指導教室が設置されていない小学校】

○令和5年度に自校通級指導教室が設置されない学校については、設置されるまでお待ちいただくか、設置までの措置として1日1時間以上での支援学級の在籍も可能です。

○また、令和6年度以降に自校通級指導教室が設置された際には、その時点での本人の障害の状態による支援の必要度合いを相談し、保護者の意向も踏まえて適切な学びの場を設定していきます。

なお、令和5年度の入学時に選択された学びの場で中学校卒業まで在籍することも可能です。

○上記の取り扱いは、自校通級指導教室が設置されるまでは令和6年度以降についても、同様となります。



Q23

(追記)

今後の支援教育について検討する、次年度から始まる専門家で構成する会議体のメンバー構成としてどのような方を想定していますか。

○学識経験者、小中学校の校長、支援教育コーディネーター、保護者などを想定しています。



Q24

(追記)

今年度は支援学級に在籍しています。来年度、通級指導教室に切り替える予定ですが、本人の状態によっては、その翌年度以降、支援学級に再度在籍することは可能ですか。

○可能です。

障害の状態を踏まえた「学びの場」(授業時間数を含む)の選択については、これまでどおり、毎年度、学校とご相談ください。





Q25

(追記)

年度途中で支援学級での学びの時間数を変更することは可能ですか。

○可能です。

これまでも、概ね学期ごとに、児童生徒の状況を踏まえて、支援学級での学びの時間数を見直しています。

今後も同様の取り扱いを継続しますので、児童生徒に適切な指導、支援が行えるように、保護者懇談などの機会を通じて、各学校の支援学級担任や支援教育コーディネーターとご相談ください。



Q26

(追記)

現在子どもが小学校6年生ですが、中学校での「学びの場」の選択、指導内容や時間数等については、誰に相談すればよいのですか。

○中学校での「学びの場」の選択、指導内容や時間数等についてのご相談は、これまでどおり、小学校、中学校が連携して行います。

(1) ご相談については、まずは、小学校の支援学級担任や支援教育コーディネーターとご相談をお願いします。

(2) その後、中学校の見学や相談を行っていただきます。





Q27

(追記)

小学校から中学校への子どもの情報の引継ぎはどのようにされるのでしょうか。

○小学校から中学校への児童生徒の情報の引継ぎについては、中学校入学までに、支援学級担任や支援教育コーディネーター等が、個別の教育支援計画や個別の指導計画の内容、使用教材などを相互に共有します。

○その情報を基に、改めて中学校の支援学級担任や支援教育コーディネーターが小学校を訪問し、授業参観を行います。

○また、中学校入学後に、小学校の支援学級担任等が中学校を訪問して授業参観したり、中学校の実際の様子を踏まえて、小学校と中学校の支援学級担任等が再度情報交換を行います。



Q28

(追記)

支援学級に在籍すると、全ての教科の評価が1になってしまうのでしょうか。

○支援学級在籍=全ての教科の評価が1となるわけではありません。

○まずは学校と保護者で、支援学級での学習内容や目標について話し合ってください必要があります。

そのうえで、例えば下学年の学習内容などに取り組む場合は、当該学年としての一律の評価ができないこともあります。





Q29

(追記)

自校通級指導教室で指導を受ける時間帯はいつですか。

○原則、授業時間内(1時間めから6時間めの間)を想定しています。



Q30

(追記)

自校通級指導教室では、通常の学級のどの教科の時間に指導を受けることになりますか。
授業を抜けた時間の具体的なフォローはありますか。

○児童生徒の障害の状態を踏まえて、克服すべき課題を念頭に、どの教科の時間に、自校通級指導教室で指導を受けるのが適切か検討することになります。

○具体的には、通常の学級での授業の進め方や進捗状況を踏まえながら、学びの積み重ねの必要が少ない国語の図書の時間や、総合的な学習の時間に自校通級指導教室で指導を受けることが想定されます。

○実際にどのように対応するのかについては、令和5年度の1学期が始まる前に、保護者や児童生徒と支援学級担任や支援教育コーディネーターが相談する機会がありますので、その際ご相談ください。

○また、それ以前にでも、学校や支援学級担任等と相談していただくことができます。
また、教育委員会の問い合わせ専用窓口でもご相談いただくことができます。





Q31 (追記)

通級指導教室の先生は教員ですか。
また、支援学級担任と同じように相談することはできるのですか。

○通級指導教室の担当は、支援学級や通常の学級の学級担任と同様、学校の教員です。

○通級指導を受ける児童生徒は通常の学級在籍となるため、通常の学級担任が基本的には相談の窓口となりますが、もちろん通級指導教室担当教員に個別に相談することも可能です。



Q32 (追記)



既設の通級指導教室は週1時間が基本だと聞いています。
自校通級指導教室は1~8時間とありますが、体制は組めるのでしょうか。

○既設の通級指導教室では、1クラスに最大30人程度受け入れることを前提として、週1時間が基本になっています。

○自校通級指導教室については、1クラス13人が最大で週8時間の授業を受けることを前提に設計されています。

○このような前提のもと、原則として、障害の状態に近い児童生徒の小集団(3~4人程度)での活動などを行います。





Q33 (追記)

通級指導では、児童生徒が何名になると2教室めが設置されるのですか。

- 令和5年度は、人数によって2教室めを設置する仕組みとはなっていません。
- 今後、人員確保等の状況を踏まえながら、同一校での複数の教室設置についても検討してまいります



Q34 (追記)

児童生徒の障害の状態に応じて、付随的に各教科の内容を取り扱うことがありますとのことですが、具体的にどのような学習になりますか。(Q4と関連)

- 具体的には、例えば、下記のような指導が該当するものと考えています。

学習障害(LD)

計算が苦手な場合に、具体的な場面を想像して考え方を理解していく指導が可能です。

算数・数学の予想する問題が苦手な場合に、図形の特徴や操作の手順を言語化したり視覚化したりする指導を行います。

注意欠陥多動性障害(ADHD)

算数や数学の文章題の必要な情報に着目できるように練習をしてから解くようにする指導を行います。





Q35

(追記)

特別支援教育支援員は、通級指導教室を活用している児童・生徒のみに対して支援を行うのですか。(Q14と関連)

- 特別支援教育支援員は、支援学級から自校通級指導教室へ学びの場を変更する児童生徒に対して通常の学級での学習活動を支援する立場として配置することで、自校通級指導教室を利用したいと考えている児童生徒や保護者の不安を払拭することを目的としています。
- したがって、特別支援教育支援員の配置校は、自校通級指導教室が設置される学校に限られます。
- ただし、特別支援教育支援員の活用については、各学校の校内体制を踏まえて、支援学級在籍児童・生徒への支援も行うことがあります。

